

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県富津市下飯野1298番地

氏 名 関東ロジスティクス株式会社
代表取締役 田口忠幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2 年 11 月 11 日

許可の有効年月日 令和 7 年 11 月 10 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）
／汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジメチル、ダイオキシン類を含むものに限る。）
／廃油（引火性廃油及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むものに限る。）
／廃酸（pH2.0以下のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジメチル、ダイオキシン類を含むものに限る。）
／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジメチル、ダイオキシン類を含むものに限る。）
／鉍さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）
／ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジメチル、ダイオキシン類を含むものに限る。）
／廃石綿等

（以上 8項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 11 月 11 日 新規許可
令和 6 年 12 月 20 日 住所の変更
令和 7 年 4 月 25 日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無

市名 無 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有